

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

市原小学校では、児童がかけがえのない存在であり、社会の宝であると考えます。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事である。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。学校が、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、安心して生活することができなくなり、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

児童にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体で対応する。

《いじめの定義》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

## 2 学校の取り組み

### ○いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。

#### (1) 学校として

- ①すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実
  - ・積極的に様々な活動等を推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取組を行う。
  - ・「市原市いじめ『ゼロ』宣言」の推進
    - 3つの心を大切にする（「正義の心」・「素直な心」・「優しい心」）
  - ・情報モラル教育の推進
- ②生徒指導の機能を重視した「わかる授業の展開《児童に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取組》」が自己有用観を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解し、取り組んで行く。
- ③児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- ⑤いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、いじめられている児童を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と

態度で示していく。

- ⑥過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて職員研修（4・10月）等で確認する。

#### (2) 児童会として

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめゼロ宣言、イエローリボンの取組、児童からの提案等いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、支援していく。

- ・児童会活動 おめでとう集会（4月）、いじめゼロ集会（6月）、児童集会（7月）  
ペア活動（4月・12月・2月）、ありがとう集会（2月）  
小中連携挨拶運動（9月・1月）

- ・奉仕活動 5・6年生正門前落ち葉掃き（9月～11月）

※コロナの状況によっては予定が変更になることもあります。

#### (3) 教職員として

- ①教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ②特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するために、全教職員による支援体制を確認する。

#### (4) 関係機関と連携して

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童・生徒及び保護者に指導していく。

### ○いじめの早期発見に関すること

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

#### (1) 学校として

- ①定期的なアンケートの実施や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見、いじめの実態把握に努め、職員会議や生徒指導委員会等で、分析を行い適切に対応する。
  - ・毎月、教職員によるいじめ発見チェックシート実施  
実施後、全職員による共通理解
  - ・アンケートの実施 

学校生活アンケート	年2回	6月・11月
		(アンケートは3年間保存)
hyper-QU アンケート	年1回	5月
  - ・市原小教育相談実施 

年2回	6月・11月	全児童対象
		(担任による個人面談)

- ②養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。

#### (2) 教職員として

- ①日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危

険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。

- ②担任を中心として日常の教育活動を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制を整える。

## 〇いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

### (1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じて行くことが必要である。

- ①被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ②被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援する。
- ③被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

### (2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ①いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ②迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解を促す。
- ④加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。

### (3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

## 3 いじめ防止等のための組織について

### (1) 生徒指導委員会について

【会議の開催計画】	毎月	職員会議後	随時
【構成メンバー】	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、長欠担当、養護教諭、特別支援コーディネーター		
【部会の役割】	・生徒指導の月目標や具体的な取り組み等を話し合う。 ・生徒指導上の課題・問題、いじめ等、詳細に確認し、対応策等を共通理解を図る。 ・各学年の児童の問題行動の確認と対策（保護者対応を含む）		
【その他】	・毎月の職員会議後、生徒指導の問題（いじめ・問題行動・不登校児童）の確認。 ・職員打ち合わせで生徒指導上の問題等の共通理解。		

### (2) 学校いじめ問題対策委員会について

【会議の開催計画】	4月、6月、12月、2月	随時
【構成メンバー】	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、関係教諭	
【部会の役割】	・いじめについて （アンケート結果や教育相談週間で相談内容の確認と対応の検討） ・学校の取り組みについて （活動状況の把握・課題等の確認をし改善を図る）	
【その他】	※ 学校が重大事態の調査を行う場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。	

## 4 いじめの相談・通報窓口について

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談、保護者面談、学校生活アンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出るとは卑怯な行為ではないと理解させ、「はなす勇氣」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを《具体的に記載》児童、保護者に発信する。

【市原小学校の相談窓口】
・全職員が、いつでも相談を受け付けていますので、一番話しやすい教職員に相談してください。電話相談 0436-41-1048
・【心のサポーター相談】 木嶋 美和（毎週水曜日）
・【スクールカウンセラー】 米田 京子（隔週火曜日）
9:00～16:00 第2校舎・2階 相談室にて 学校担当：教頭（川添）
【市原中学校の相談窓口】
電話相談 0436-41-3501 （市原中カウンセリングルーム）